

射水市新型コロナウイルスワクチン接種事業について

1 趣旨

新型コロナウイルスワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため、予防接種法の臨時措置に関する特例を設け、市町村において実施することとされた。

本市においても、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保し、実施するもの。

2 ワクチン接種実施概要

	概 要
対 象 者	市内在住の市民 ・接種順位 医療従事者 65歳以上の高齢者 65歳未満の一般市民（基礎疾患がある方を優先） 65歳以上とは、令和3年度中に65歳以上に達する方を指す
対象者数	医療従事者 約2,800人 65以上の高齢者 約29,000人 65歳未満の一般市民 約63,300人 、は令和2年12月末日現在の射水市住民基本台帳人口からの推計で は内数
接 種 券 発送時期	65歳以上の高齢者 令和3年3月中旬以降 65歳未満の一般市民 令和3年4月下旬以降 医療従事者は市から送付する接種券を使用しない
接種施設	市内指定医療機関及び集団接種会場
接種方法	市民は、希望する接種施設に接種日時の予約を行う。 接種券を持参の上、接種施設でワクチン接種を受ける。 なお、接種回数は一定間隔を空けて2回実施する。

3 実施体制について

射水市新型コロナウイルス感染症対策本部内に実施組織を設置し、ワクチン接種事業を推進する。

- (1) 名 称 射水市新型コロナウイルスワクチン接種推進班
 (2) 設置日時 令和3年1月15日
 (3) 事 務 局 当面は射水市保健センター内に設置し、福祉保健部で協力体制を構築する。

4 補正予算額

- (1) 接種体制確保事業費 200,103,000円
 (2) ワクチン接種事業 426,420,000円

5 今後の予定

国が示すスケジュールに基づき、市民に新型コロナウイルスワクチン接種の接種券を発送するとともに、市ホームページ、広報いみず、CATV及び窓口等で周知に努め、確実な接種を推進する。